

Gobo City

御坊市
事前復興計画

【概要版】



令和6年3月

和歌山県御坊市

御坊市事前復興計画について

南海トラフ地震により甚大な被害が想定されている本市において、発災後の混乱の中でも迅速かつ着実に復旧・復興まちづくりに取り組み、災害から立ち直り、今のまちの課題を解決した「新しい御坊」に早期復興させるための計画として、復興まちづくりの基本的な方針や復興後のまちの姿をあらかじめ取組むべき事項を示す「御坊市事前復興計画」を策定しました。なお、本計画は復興する際の「たたき台」となります。

※事前復興とは

大規模災害の発災を想定し、事前の備えが急務です。事前復興の中には、被災前に整備する事業（例：防災集団移転事業など）もありますが、**本計画でいう「事前復興」とは、原則として“被災後のまちづくりについて、被害にあう前に検討しておくこと”**とご理解ください。ただし**事前に準備できること、すべきことは被災前に順次取組んでいきます。**

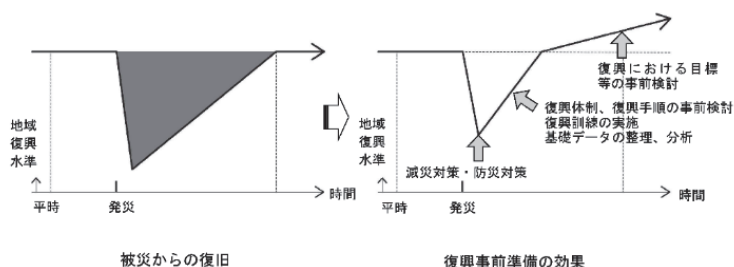


図 復興事前準備の効果

出典：復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（国土交通省都市局）

対象とする災害と予想被害、計画策定の前提条件

本計画では、最も大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地震を対象としています。これに対する**津波浸水想定区域は、塩屋地域の沿岸部の居住者が少ない場所で最大 10.0m～20.0m、居住者が多く浸水深が大きい御坊地域等では、5.0m～10.0m の津波高が想定されています。**

和歌山県が試算した被害想定では、この津波被害による建物被害は全壊 7,400 棟（県平均の 32%に対し 58%）、半壊 2,700 棟（21%）となっており、その他、人的被害やライフライン被害、インフラ被害等も発表されています。

本計画では、被災直前に正しい避難行動が行われ全市民が助かることを前提とし、被災後、市外への人口流出や被災時期によって人口減少の進展を想定しています。そのため、計画人口のボリュームを見極めるため、計画策定に際し、津波浸水区域内の居住世帯を対象とするアンケート調査（R4.10 実施）の結果や被災時期を 10 年後と設定するなどの調整を行いました。

本計画と同時に策定している「御坊市都市計画マスタープラン（都市 MP）」では、**20 年後をみすえ今後 10 年間で実施する平時のまちづくりの方向性を計画**しており、例えば御坊駅前の都市的土地利用を検討し、ゆるやかに居住を誘導することとしています。これに対し**本計画では、都市 MP が見定めている 20 年後の目標に向かって復興まちづくりを進めること**になります。

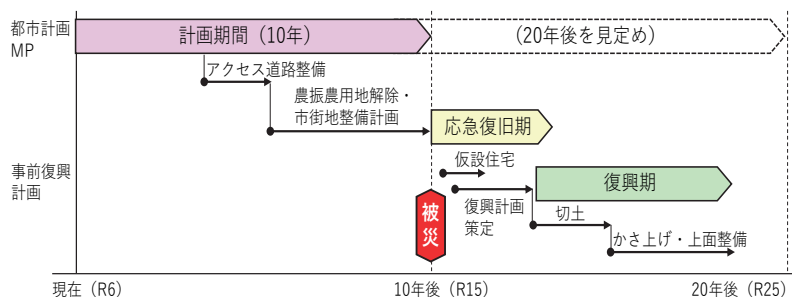


図 都市計画マスタープランと事前復興計画の目標年次の関係

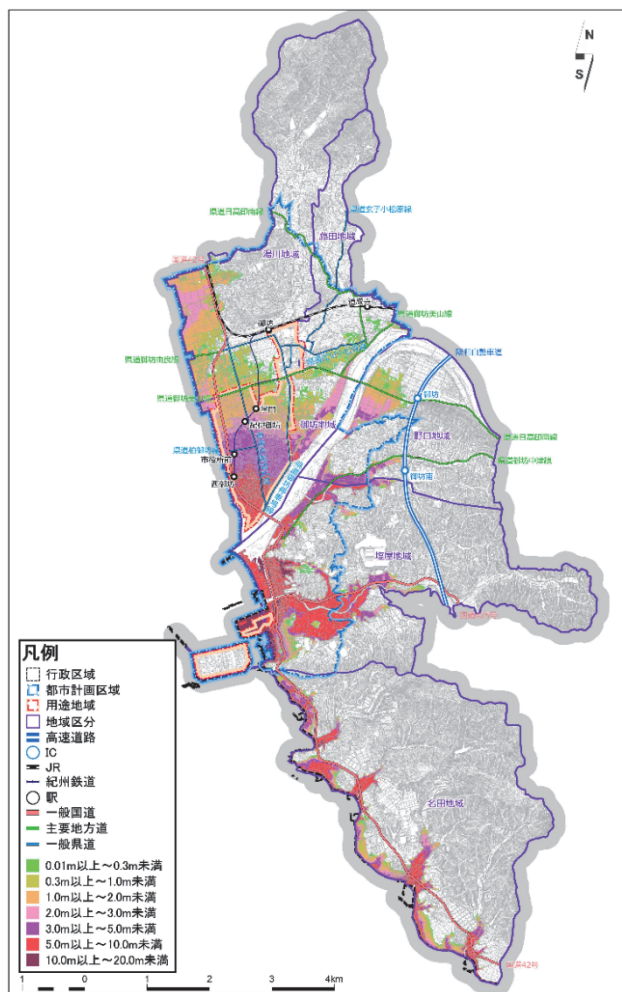


図 津波浸水想定区域（南海トラフ巨大地震想定）

事前復興の課題と基本的な方針

■復興まちづくりの課題

「まち」の復興に関する課題

- ・寺内町を中心とする歴史的なまちの継承
- ・津波浸水区域外にある JR 御坊駅や御坊 IC 周辺の都市的土地利用の活用
- ・中心市街地等の早期復旧・復興

「住まい」の復興に関する課題

- ・早期の応急仮設住宅、災害廃棄物用地の確保による被災者の居住の安定確保とコミュニティへの配慮
- ・発災後の住まいや住環境の安全性の確保

「産業」の復興に関する課題

- ・商業業務・行政機能や農業の早期復旧・復興
- ・中心市街地の早期復旧、営農意欲のある農家等への支援と、復興まちづくりを通じた地域活力の向上
- ・復興後の新しい土地利用にあわせた、新産業の創造

「防災力・防災体制」に関する課題

- ・事前復興計画の市民等との認識共有
- ・市民の防災意識の向上と地籍調査の推進
- ・ソフト・ハードの取組みによる防災力の向上
- ・さまざまな組織との連携・協働に向けた体制の整備

■基本目標

みんなで助けあい、みんなでまもるふさと御坊

平時から火災予防の推進や消防力の強化に努め、災害に強いまちづくりを推進します。そのため本計画で位置づけた事前の取組みの推進と、具体的な復興まちづくりプランの検討、官民協働による復興まちづくりを推進し、**みんなで助け合いながら豊かな自然や歴史が蓄積する、心のふさと「御坊」をみんなでまもります。**

■基本方針

1 命を守るまちづくり

- ・居住エリアは、市民の生命または身体に**危害を及ぼす恐れのある区域外に原則配置**
- ・新しい市街地は、津波浸水の影響を受けない農地や雑種地に計画的に建設し、不足分を嵩上げ盛土により整備
- ・河南地域は、津波浸水被害が少ない平坦地が狭いものの人口規模に見合った過大とならない切土盛土による整備
- ・津波浸水を許容する区域では居住を誘導せず、産業用地、公園緑地などとして整備

2 暮らしやすさを高めるまちづくり

- ・本市の中心市街地を中心拠点とし、**市内外の拠点間を結ぶ道路網の充実と公共交通のネットワーク化**
- ・密集市街地や狭あい道路等は、**面的整備により区画を整えて一定以上の道路幅員を確保**
- ・農業や漁業の従事者について、**住みやすさと働きやすさを考慮し、居住エリア等を配置**

3 産業を守るまちづくり

- ・産業の復興が迅速に行われるよう、**産業用地の確保やアクセス道路を優先的に整備**
- ・商業エリアのうち**災害リスクが高い場所で移転が困難な場合、津波浸水を許容しつつ万全な避難体制が備えられた**場合に限り配置
- ・津波浸水を許容する産業用地等には、**避難路や避難場所を整備**

応急復旧期の整備方針

応急復旧期は、まず道路啓開を実施し緊急物資等の搬入を確保するとともに、安全な場所への応急仮設住宅の用地確保、災害廃棄物用地の確保を迅速にする必要があります。本市全域では、応急仮設住宅が約 5,300 戸（約 50ha）、災害廃棄物用地が約 52ha 程度必要と想定しています。

そこで本計画では、**応急仮設住宅用地及び災害廃棄物用地の確保に関する方針**とともに、**候補地を事前に選定し将来の災害に備えること**とします。

■ 応急仮設住宅の整備方針

- ・ 浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外とし、既存コミュニティごとのまとまりを重視し、これを収容できる用地を確保
- ・ 鉄道駅、バス停、IC 周辺など交通の利便性が比較的高く、資機材の搬入がしやすいよう緊急輸送道路や主要幹線道路付近とする

■ 災害廃棄物用地の確保の方針

- ・ 仮設住宅用地や復興後の市街地の建設に影響が出ないよう、原則、浸水想定区域内に確保
- ・ 災害廃棄物用地は、発生源となる災害リスクの高い既成市街地付近で検討
- ・ 災害廃棄物を速やかに搬出するため緊急輸送道路、主要幹線道路、港湾や河川付近とする
- ・ 原則、自然的土地利用（農地、雑種地）とする

■ し尿の処理に関する事前準備の方針

- ・ 津波浸水区域内に立地するし尿処理施設に対し早急に復興計画に反映・対応できるよう、各機能の重要度に応じ機能区分別に防護・復旧のあり方を検討

■ 仮設店舗に関する方針

- ・ 比較的浸水リスクが低い主要地方道御坊美山線沿道に仮設店舗等を立地
- ・ 塩屋地域は日高川の渡河が困難となることが想定されるため、仮設住宅用地として見込む御坊総合運動公園での移動販売を想定し、名田地域では、国道 42 号の道路啓開後、できるだけ速やかに移動販売を推進

■ 建築制限に関する方針

- ・ 健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法 84 条により期間を限り区域内の建築物の建築を制限・禁止できる。発災後、被災現況調査による建物被害範囲を把握したのち、広範囲で区域指定後、被災区域のライフライン復旧状況、復興まちづくり計画の進捗状況にあわせて、事業実施の見込みがない地域に対し段階的に建築制限を解除

■ 産業の復旧に関する方針

- ・ 被害リスクが高い行政機関の施設では、事前移転の検討が必要。農業について、特に塩屋地域の国道 42 号以東の広大な農地は浸水高が高く被災後は塩害が予想されるため、営農の継続意向がある農家に対し復興期までの間、浸水想定区域外の耕作放棄地等での営農をあっせんし、復興期には大規模区画農地として土壌改良・嵩上げを推進

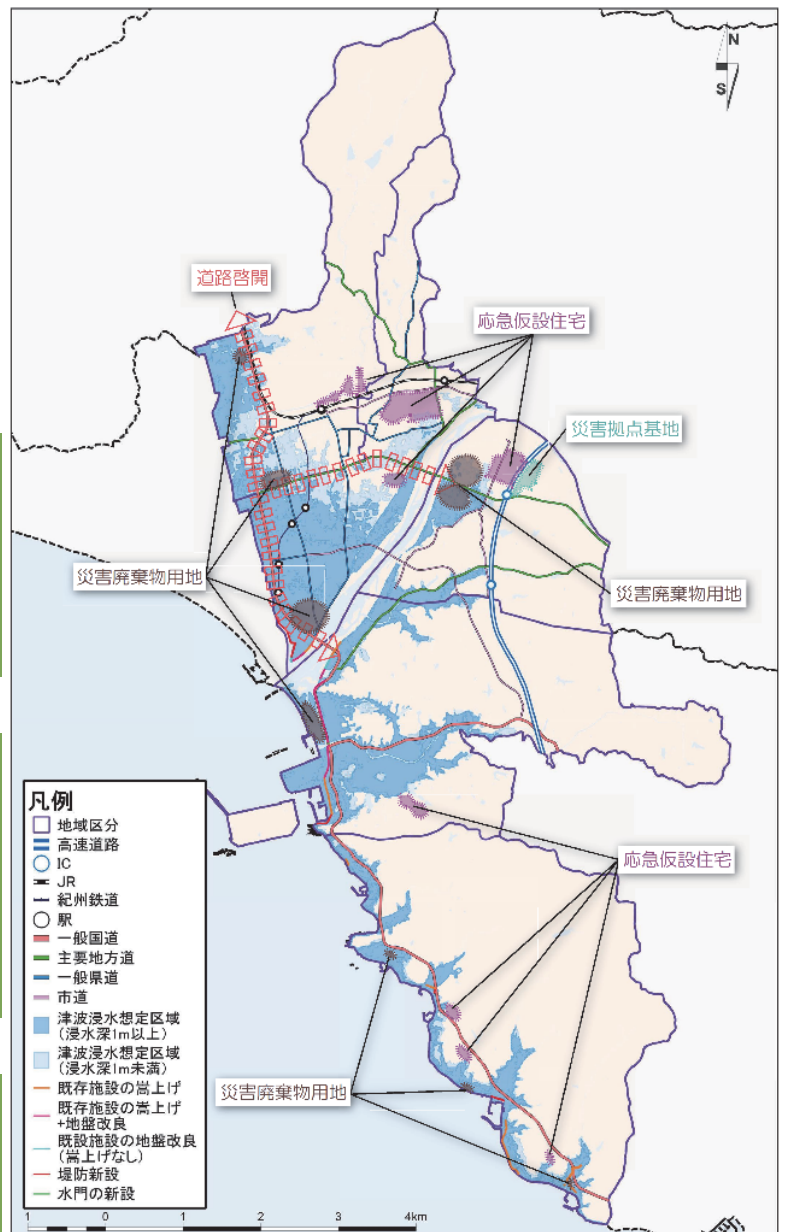


図 応急復旧期のまちづくりイメージ図

復興期の整備方針

応急復旧のまちづくりが軌道に乗ってから本格的な復興まちづくりに入ります。本市全域では、復興住宅が約 1,320 戸（約 29ha）、災害公営住宅が約 2,000 戸（約 11ha）程度必要と想定されており、災害リスクが低い平野部が少ない本市では、被災したエリア以外の活用だけでは用地が不足します。そこで本計画では、**復興住宅や災害公営住宅の整備方針**とともに、**災害廃棄物用地跡地の活用方法等について候補地を事前に選定し、将来の災害に備える**こととします。

■復興住宅・災害公営住宅の整備方針

- ・浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外など、二次災害リスクが著しく低い用地に、原則同一地域内で確保すること
- ・復興住宅用地は、復興整備に伴って整備される切土・盛土宅地を中心に検討すること
- ・特に災害公営住宅の用地選定にあたっては、本市特有の市街地景観に影響を与えないよう、シミュレーション検証など、事前に景観への配慮を検討すること
- ・必要に応じ周辺自治体住民の受け入れを検討

■新市街地の整備方針

- ・（主）御坊美山線以南は、浸水想定区域に指定され、国道 42 号沿道は堅牢な構造の建築物が立地しています。そこで復興時には、国道 42 号と（主）御坊美山線沿道の街区を残しながら、国道 42 号・（一）御坊停車場線・（主）御坊美山線に囲まれ現状密集市街地が形成されたエリアにおいて、広幅員で整形された街区とするなど、従来のまちの課題であった密集市街地を解消しながら、新しい都市機能を誘導するなど、ゆとりと安らぎのある新市街地を形成します。

■災害廃棄物用地の整備方針

- ・災害廃棄物用地のうち、特に御坊地域においては、がれき撤去後、寺内町の歴史や被災の記憶と鎮魂の意味がある土地として防災歴史公園（仮称）の整備を検討

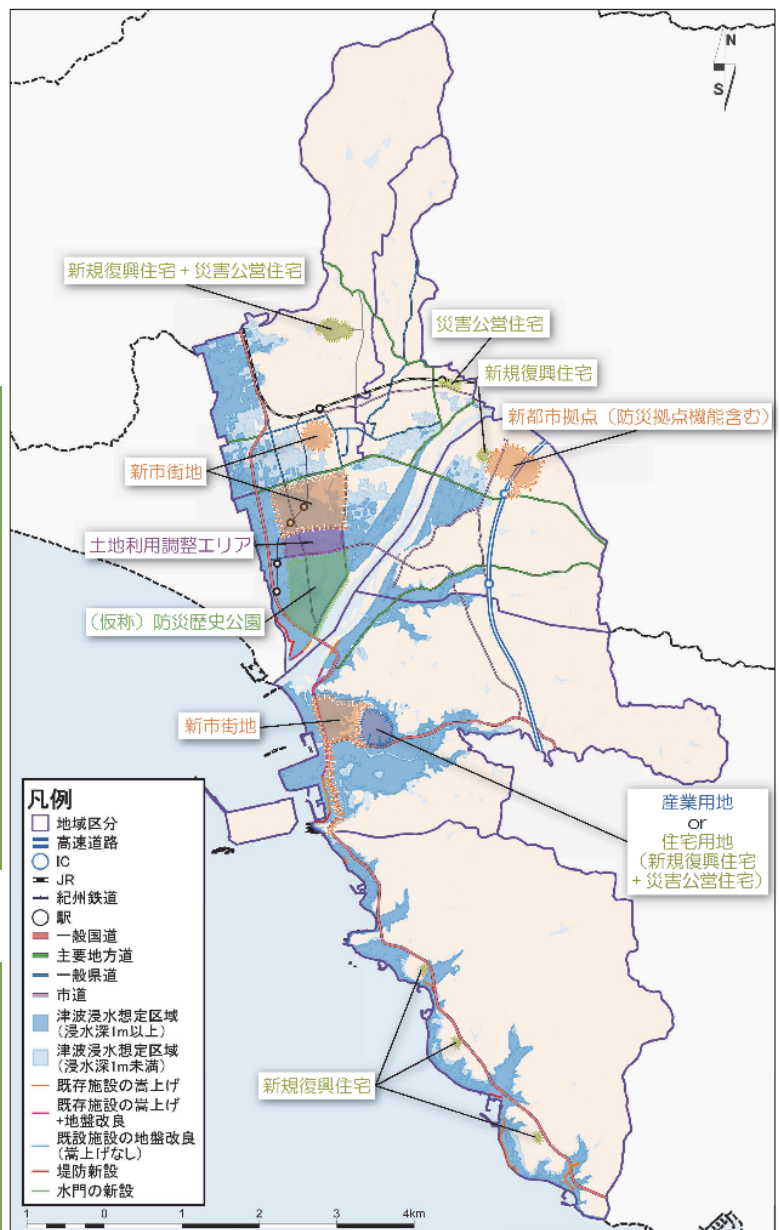


図 復興期のまちづくりイメージ図



図 復興期のまちづくり例（御坊地域）

■湯川切土造成地

御坊地域の嵩上げ盛土等のため、丸山など御坊市の原風景への影響を避けつつ、JR 御坊駅の北側、富安で切土宅地を造成。湯川地域の災害公営住宅用地として、また周辺市町からの移住の受け皿等となる宅地を創出します。

■防災歴史公園（仮称）の創出

被害が大きく、災害発生時に災害廃棄物置場をはじめ災害危険区域に指定を検討するエリアにおいては、非居住地として寺内町の歴史を継承する防災歴史公園（仮称）を創出することとして設定しています。



■御坊地域の新市街地

国道 42 号と主要地方道御坊美山線沿道の街区を残しつつ、浸水想定区域内の国道 42 号、県道御坊停車場線、主要地方道御坊美山線の内側に嵩上げ盛土宅地を整備。御坊小学校、御坊中学校と市民文化会館のほか、地域の核となる商業施設の誘致などをとものった新市街地を設定しています。

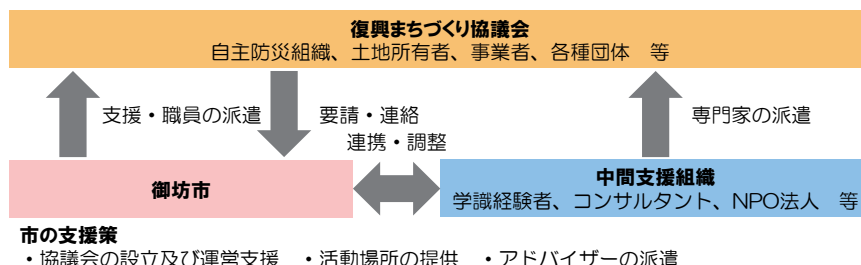
■国道 42 号の堤防道路化

本市の中で最も津波高が高い予想がされている塩屋地域において、丘陵地の切土による国道 42 号の堤防道路化と宅地化を行い、市街地の復興、農地の確保と企業の誘致の受け皿を創出します。

協働による復興まちづくり体制の充実

■協働による復興まちづくり体制

地震の揺れや津波の襲来により、建物の倒壊や道路等インフラ被害が面的に発生した地域では、**復興後、同じ被害を発生させないよう、地域が一体となった復興まちづくりを進める必要があります。**そのため、地域住民の意欲と合意形成が不可欠であり、「**復興まちづくり協議会**」等、被災した各地域の復興まちづくりの方針等を検討するための組織が重要となります。なお、組織の設立や運営については、地域住民等が主体となりますが、地域住民だけでは困難であると想定されるため、行政が支援するとともに、コンサルタントや学識者等をはじめとする中間支援組織の参画が必要となります。



■復興まちづくり協議会

一日も早い復興を進めるためには、**地域住民一人一人の自助努力に加え、地域住民が協力して復興に取り組んでいく組織をつくることが重要なポイント**になります。地域が主体となった復興まちづくり体制としては、発災後に各地域の復興まちづくりの方針等を検討するため、自主防災組織や被災住民等が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」を設置し、地域住民の意向把握や情報提供、復興まちづくり案の作成等を行いたいと考えています。

設置時期（目安）	発災後概ね2ヶ月～
主な活動場所	学校の空き教室、公民館等
構成メンバー	自主防災組織、被災した地域住民、地域の事業者、中間支援組織等
活動内容	地域住民への情報提供、地域住民の生活再建等の意向把握 復興まちづくりの範囲の設定、復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案

市の主な事前準備

「事前準備」とは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興関係のソフト対策を事前に準備しておくことをいいます。本市では、災害に強く地域活性化に向けたまちづくりとして優先的に実施する施策を以下のようにまとめました。

- あらゆる手段を駆使し、これまで以上に地籍調査の迅速化の促進
- 災害リスクが低いJR御坊駅前、御坊IC周辺等において、農業振興地域の解除などを被災前に検討し、新市街地の計画を立案
- 仮設住宅用地、災害廃棄物用地など地元との事前調整の実施
- 御坊総合運動公園へのアクセス道路を被災前に整備し、周辺住民の避難路の確保
- 本市内の学校で、授業に防災教育を取り入れ次世代の防災意識の向上

今後に向けて

本計画は、現在予想されている最大規模の被害想定をもとに、御坊市役所が中心となって策定した「たたき台」です。今後はこれをもとに、**地域住民のみなさまのお考えを聞かさせていただきながら、具体的で実効性ある「御坊市事前復興計画」として常に更新**させていく予定です。みなさまのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。



御坊市事前復興計画（概要版） 令和6年3月

問合せ：御坊市役所 市民福祉部 防災対策課

住所：〒644-8686 和歌山県御坊市藺 350 番地

TEL:0738-23-5528

FAX: 0738-52-7036